

藤枝市 I T 導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、中小企業者の I T 導入を支援するため、I T 導入事業を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成 1 7 年藤枝市規則第 2 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「I T 導入事業」とは、中小企業者の生産性向上のために情報通信技術の利用に係るソフトウェア、機器、サービス等を導入する事業であって、市長が別に定める国の補助金交付事業の採択を受けたものをいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、藤枝市内に本社、本店又は主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。

(補助の対象及び補助率・額)

第 3 条 補助の対象経費は、I T 導入事業に要する経費のうち市長が別に定めるものとする。

2 補助率・額及び補助限度額は、市長が別に定める。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事業所があることを証明する書類
- (2) 会社案内等の事業内容が確認できるもの
- (3) 当該 I T 導入事業に係る国の交付決定通知書及び確定通知書の写し
- (4) 当該 I T 導入事業に係る国への実績報告に係る書類一式の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条の交付申請書を受領したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(請求)

第 6 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して 1 4 日を経過した日までに請求書（第 3 号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。